

大空町障がい福祉計画

平成30年度～平成32年度（第5期）

平成30年3月

大空町

■目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景及び趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画の基本理念及び方針

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6

第3章 提供体制の確保に係る目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 7～8
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 9
- 3 地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 10～12
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・ 13～14

第4章 指定障がい福祉サービス等に係る見込量及び確保方策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～19
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～28
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29～31
- 4 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～34
- 5 指定障がい福祉サービス等の見込量確保のための方策・・・・・・・・ 35～36

第5章 指定通所支援等に係る見込量及び確保方策

- 1 障がい児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37～41
- 2 障がい児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41～42
- 3 子ども子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42～43
- 4 指定通所支援等の見込量確保のための方策・・・・・・・・ 43～44

第6章 地域生活支援事業に係る見込量及び確保方策

- 1 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45～46
- 2 成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・47
- 3 意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 4 日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 5 移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 6 地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・51
- 7 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 8 生活サポート事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 9 精神障がい者社会復帰支援事業・・・・・・・・・・・・・・54
- 10 地域生活支援事業の見込量確保のための方策・・・・・・・・55

第7章 計画の推進

- 1 計画の推進主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 2 計画推進のための取組み・・・・・・・・・・・・・・56～57
- 3 計画の達成状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・57

資料

- 1 大空町障がい福祉計画に関するアンケート調査結果について・・・58～77

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある方が等しく基本的人権の享受がなされるよう、日常生活及び社会生活への支援を行うことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）への改正が行われ法整備がなされてきました。

この法律には、国が定める基本指針に即して市町村及び都道府県は「障がい福祉計画」を策定するものと規定されており、大空町においてはこれまで4期にわたって障がい福祉計画を策定し、大空町の障がい福祉施策を進めてきました。

今般、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年度から施行され、市町村及び都道府県は「障がい児福祉計画」を作成するものと規定されたことから、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、「第5期大空町障がい福祉計画」を策定するものです。

障害者総合支援法第88条（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

児童福祉法第33条の2（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

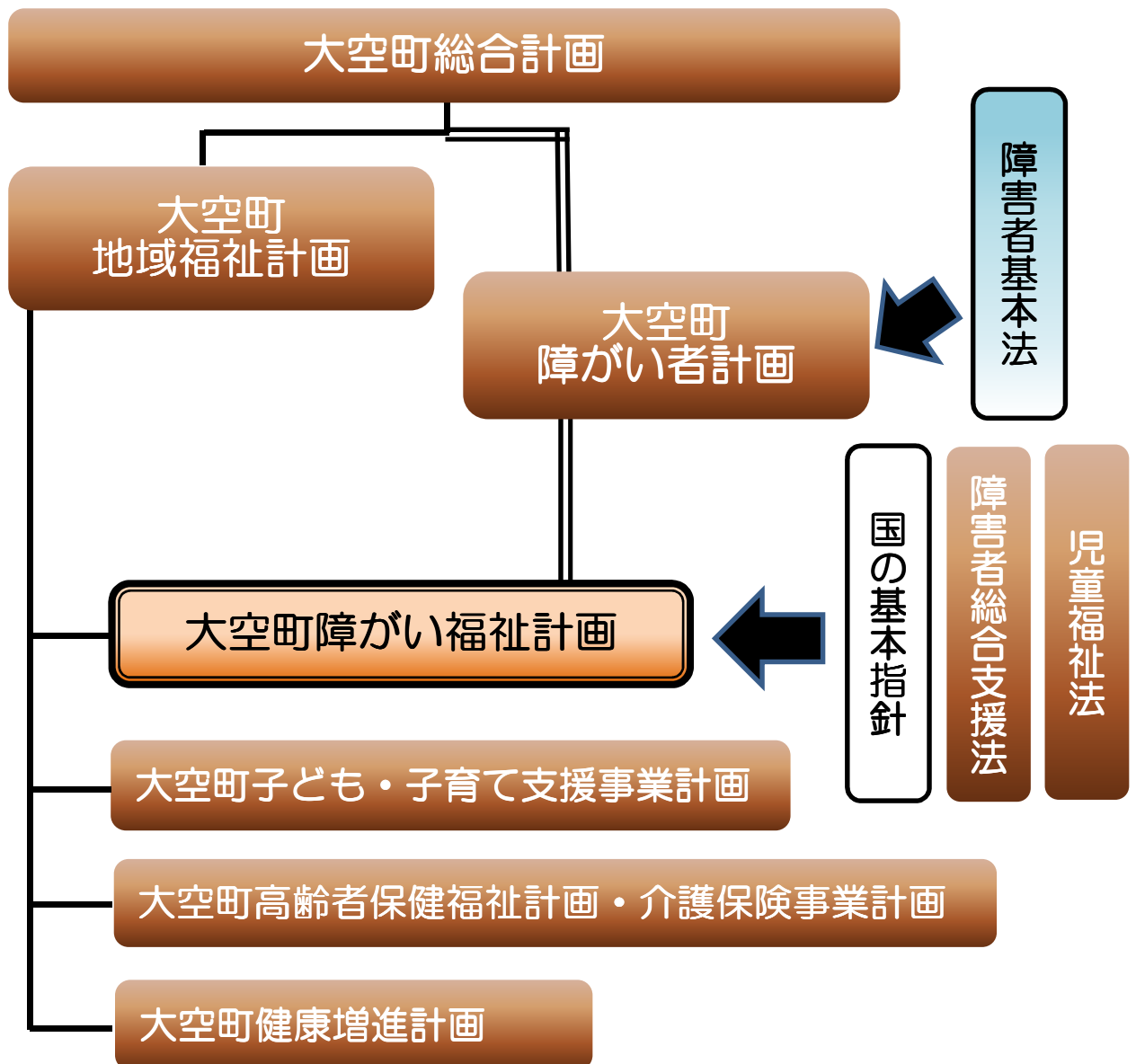
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定します。

また、本計画は障害者基本法第11条第3項に基づく「大空町障がい者計画」の「生活支援」を中心とした施策に関して、数値目標や提供方法を定める実施計画として位置づけ、上位計画である「大空町総合計画」との整合性を図り、「大空町地域福祉計画」の障がい部門に係る個別計画として策定されるものです。

なお、児童福祉法第33条の20第6項において「市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。」と規定されていることから、大空町障がい福祉計画と大空町障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。



3 計画の期間

障がい福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、3年を1期として策定することとされています。

この度、第4期計画が平成29年度末をもって終了することとなり、第4期計画で策定した平成29年度末の数値目標をあらためて検証するとともに、平成30年度から32年度までの第5期計画を策定します。

ただし、法改正等により策定内容に大きな影響を及ぼすと判断される場合には、計画期間中においても必要に応じ計画の見直しを行うことがあります。

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
第1期計画														
		策定	第2期計画											
					策定	第3期計画								
								策定	第4期計画					
											策定	第5期計画		
障がい者計画											第2次障がい者計画			

4 計画の策定にあたって

この計画を策定するにあたり必要な基本的事項として、以下の事項に努めました。

(1) 障がい福祉計画を作成するための体制整備

障がい福祉団体、障がい福祉施設、障がい当事者、保健、医療、教育、雇用機関等により構成された「大空町地域自立支援協議会」において、計画内容を検討・協議を行いました。

(2) 障がいのある方のサービスの利用実態及びニーズの把握

地域における障がいのある方の実情及び当事者が必要とする福祉サービスの把握を行うため「大空町障がい福祉計画に関するアンケート調査」及び「大空町障がい児福祉計画に関するアンケート調査」を行いました。

(3) 他の計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である大空町地域福祉計画や大空町障がい者計画等の福祉に関する計画と調和が保たれたものとなるよう努めました。

第2章 計画の基本理念及び方針

1 計画の基本理念

平成25年4月から施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障がい福祉サービスや地域生活支援等の充実を図ることを主な目的としています。

大空町障がい者計画における基本理念である「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会をつくる」の理念を踏まえるとともに、「共生社会の実現」、「社会参加の機会の確保」、「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「日常生活や社会生活での障壁となる制度、慣行等の除去」といった法の理念を踏まえつつ、本計画においては、次に掲げる基本方針に沿って計画を策定します。

2 計画の基本方針

(1) 障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の方並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、北海道やサービス提供事業所等との連携を強化し、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者や高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図っていきます。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

(3) 入所等から地域生活支援への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- ② 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ③ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する方に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児通所支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第3章 提供体制の確保に係る目標

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする障がい福祉計画において必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標を設定します。

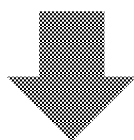
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

第4期計画の目標達成状況

【第4期計画の目標値】

項目		数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数 A		15人	基準値
目標値	地域生活移行者数 B	2人	平成25年度末現在の全入所者のうち、平成29年度末までに施設入所からグループホームなどの地域移行する予定の者の数（割合： $B/A \times 100$ ）
		12.0%以上	
	減少見込 C	1人	平成29年度末段階での減少見込数（割合： $C/A \times 100$ ）
	4.0%以上		
平成29年度末の施設入所者数		14人	平成25年度末の施設入所者数から減少見込を差し引いた数（ $A - C$ ）



【第4期計画の実績（見込み）】

項目		数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数 A		15人	基準値

目 標 値	地域生活移行 者数 B	3人 20%	平成25年度末現在の全入所者のうち、 平成29年度末までに施設入所からグ ループホームなどの地域移行する予定 の者の数（割合：B/A×100）
	減少見込 C	1人 6.6%	
平成29年度末の 施設入所者数		14人	平成25年度末の施設入所者数から減 少見込を差し引いた数（A-C）

第5期に向けた目標設定

【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、平成28年度末時点での施設入所者数の9%以上に相当する2人を、平成32年度末までにグループホーム・ケアホーム等の地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数についても国の基本指針に基づき、平成32年度末の施設入所者数を平成28年末時点と比較して2%以上の削減となる13人を目標人数とします。

【第5期計画の目標値の設定】

項目		数値	考え方
平成28年度末の 施設入所者数 A		14人	基準値
目 標 値	地域生活移行 者数 B	2人 9.0% 以上	平成28年度末現在の全入所者のうち、 平成32年度末までに施設入所からグ ループホームなどの地域移行する予定 の者の数（割合：B/A×100）
	減少見込 C	1人 2.0% 以上	
平成32年度末の 施設入所者数		13人	平成28年度末の施設入所者数から減 少見込を差し引いた数（A-C）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

【国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

【大空町の見込みの考え方】

地域の実情を勘案し、新たに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することは困難であることから、既存の大空町地域自立支援協議会を活用することとします。

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

【国の基本指針】

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

また、これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

【大空町の見込みの考え方】

地域の実情を勘案し、現段階では具体的な数値目標として計上することは困難ですが、適宜目標値の設定及び計画への反映をすることとします。

(3) 精神病床における早期退院率

【国の基本指針】

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後6ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する平成32年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上とし、入院後6ヶ月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

地域の実情を勘案し、現段階では具体的な数値目標として計上することは困難ですが、適宜目標値の設定及び計画への反映をすることとします。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

町内の資源だけでは地域生活支援拠点の整備に必要な機能を満たすことは困難です。北海道は、地域における複数の機関が連携し、居住支援機能と地域支援機能を役割分担する「面的整備」を推進していることから、大空町においても近隣の市町村と連携して整備に向けた検討をする必要があります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

第4期計画の目標達成状況

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成29年度末の 一般就労者数 (計画)	2人	平成29年度末時点での、福祉施設 から一般就労へ移行する者の数
平成29年度末の 一般就労者数 (実績)	0人	

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成29年度末の就労移行 支援事業利用者数 (計画)	2人	平成29年度末時点において、就労 移行支援事業所を利用する者の数
平成29年度末の就労移行 支援事業利用者数 (実績)	1人	

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

【第4期計画の目標値】

項目	数値	考え方
平成29年度末の就労継続支援A型事業利用者数	2人	
平成29年度末の就労継続支援B型事業利用者数	20人	
平成29年度末の就労継続支援A型事業利用者の割合	9.0%	(A型利用者数) ÷ (A型及びB型利用者数)

【第4期計画の実績（見込み）】

項目	数値	考え方
平成29年度末の就労継続支援A型事業利用者数	4人	
平成29年度末の就労継続支援B型事業利用者数	24人	
平成29年度末の就労継続支援A型事業利用者の割合	14.2%	(A型利用者数) ÷ (A型及びB型利用者数)

第5期に向けた目標設定

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、平成28年度の一般就労への移行実績0人の1.5倍以上となる1人を、平成32年度の目標人数に設定します。

【第5期計画の目標値の設定】

項目	数値	考え方
平成28年度 年間の一般就労移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成32年度 年間の一般就労移行者数	1人	平成32年度において、福祉施設を退所し、一般就労をする者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。

【大空町の目標数人数】

国の基本指針に基づき、平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数1人の2割以上増加の2人を、平成32年度末の目標人数に設定します。

【第5期計画の目標値の設定】

項目	数値	考え方
平成28年度の就労移行支援事業所利用者数	1人	平成29年3月時点で就労移行支援事業所を利用した者の数
平成32年度の就労移行支援事業所利用者数	2人	平成33年3月時点で就労移行支援事業所を利用する者の数

③ 就労定着支援事業による職場定着率

【国の基本指針】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標に設定します。

【第5期計画の目標値の設定】

項目	数値	考え方
職場定着率	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【大空町の見込みの考え方】

第5期計画期間中は、網走市及び美幌町との連携体制を維持します。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施について、第5期計画期間中に検討を行います。

【第5期計画の見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援センター	0箇所	0箇所	0箇所
保育所等訪問支援	未実施	未実施	未実施

(年間)

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【大空町の見込みの考え方】

第5期計画期間中は、近隣市町の事業所を広域利用することとします。

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置について、第5期計画期間中に検討を行います。

【第5期計画の見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援事業所	○箇所	○箇所	○箇所
放課後等デイサービス事業所	○箇所	○箇所	○箇所

(年間)

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【大空町の見込みの考え方】

地域の実情を勘案し、新たに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することは困難であることから、既存の大空町地域自立支援協議会を活用することとします。

【第5期計画の見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議の場	設置済	設置済	設置済

(年間)

第4章 指定障がい福祉サービス等に係る見込量及び確保方策

平成32年度における目標値を達成できるように、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービスや相談支援事業など、必要なサービス見込量や見込量の確保のための方策を国の基本的な指針を踏まえて定めます。

1 訪問系サービス

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込量を設定する。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

【事業内容】

居宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間	65時間	75時間	85時間
利用人数	13人	15人	17人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用時間	51時間	49時間	36時間
利用人数	13人	12人	8人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、精神障がい者の増加や地域移行の促進による新たな利用者の増加などの要因を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用時間	40時間	50時間	60時間
利用人数	9人	11人	13人

(月あたり)

(2) 重度訪問介護

【事業内容】

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動の介護を総合的に行います。

【第4期計画の設定値】

(月あたり)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間	0時間	0時間	0時間
利用人数	0人	0人	0人

【第4期計画の実績】

(月あたり)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用時間	0時間	0時間	0時間
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用時間	0時間	0時間	0時間
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(3) 行動援護

【事業内容】

知的障がい又は精神障がいのために行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の行動の危険回避や外出時の移動の介護を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間	5時間	5時間	5時間
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用時間	0.5時間	0時間	0時間
利用人数	1人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の支給決定者数は1人です。今後においても利用が見込まれることから、現状の1人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用時間	1時間	1時間	1時間
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

(4) 重度障害者等包括支援

【事業内容】

常時介護が必要でその必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間	〇時間	〇時間	〇時間
利用人数	〇人	〇人	〇人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用時間	〇時間	〇時間	〇時間
利用人数	〇人	〇人	〇人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の〇人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用時間	〇時間	〇時間	〇時間
利用人数	〇人	〇人	〇人

(月あたり)

(5) 同行援護

【事業内容】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人を対象として、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用時間	10時間	10時間	10時間
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用時間	0.5時間	0時間	0時間
利用人数	1人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の支給決定者数は1人です。今後においても利用が見込まれることから、現状の1人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用時間	1時間	1時間	1時間
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

常に介護を要する人に、昼間において障がい者支援施設等で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	483人日分	504人日分	525人日分
利用人数	23人	24人	25人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	459人日分	471人日分	477人日分
利用人数	22人	26人	23人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。推計により算出された利用人数に、平均利用日数(22日)を乗じたものを見込み量とします。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	528人日分	550人日分	572人日分
利用人数	24人	25人	26人

(月あたり)

(2) 自立訓練（機能訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

身体に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間18か月）、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(3) 自立訓練（生活訓練）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

知的又は精神に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、日常における生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(4) 就労移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

一般企業等へ就労を希望する障がいのある人に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	22人日分	22人日分	22人日分
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	2人日分	6人日分	22人日分
利用人数	2人	2人	1人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。推計により算出された利用人数に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込み量とします。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	22人日分	22人日分	44人日分
利用人数	1人	1人	2人

(月あたり)

(5) 就労継続支援（A型）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所内において、雇用契約に基づき就労の機会を提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	44人日分	44人日分	44人日分
利用人数	2人	2人	2人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	41人日分	45人日分	38人日分
利用人数	2人	4人	3人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。推計により算出された利用人数に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込み量とします。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	110人日分	110人日分	110人日分
利用人数	5人	5人	5人

(月あたり)

(6) 就労継続支援（B型）

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【事業内容】

一般企業等での就労が困難な障がいのある人や一定の年齢に達している障がいのある人に、一定の賃金水準のもとで働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上、維持を図ります。（雇用契約は結びません。）

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	396人日分	418人日分	440人日分
利用人数	18人	19人	20人

（月あたり）

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
利用人日分	295人日分	365人日分	430人日分
利用人数	18人	22人	24人

（月あたり）

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。推計により算出された利用人数に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込み量とします。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	528人日分	550人日分	572人日分
利用人数	24人	25人	26人

（月あたり）

(7) 就労定着支援

【国の基本指針】

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【大空町の見込み量の考え方】

障がい者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して見込みます。推計により算出された利用人数に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込み量とします。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	22人日分	22人日分	22人日分
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

(8) 療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	2人	2人	2人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	2人	3人	3人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	3人	3人	3人

(月あたり)

(9) 短期入所

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

居宅において介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設等で短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	35人日分	42人日分	56人日分
利用人数	5人	6人	8人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	21人日分	22人日分	28人日分
利用人数	7人	10人	5人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	40人日分	45人日分	50人日分
利用人数	8人	9人	10人

(月あたり)

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【国の基本指針】

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【大空町の見込み量の考え方】

入所施設からの地域移行者数、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

(2) 共同生活援助

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

主として夜間において共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	22人	23人	24人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	23人	23人	26人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、入所施設からの地域移行者数、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	26人	27人	28人

(月あたり)

【ちあふるの共同生活援助整備数(実績)】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	9人	9人	9人

(3) 施設入所支援

【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者数の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2パーセント以上を削減することとし、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

施設入所者に、主として夜間において入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	14人	14人	14人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	14人	14人	14人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	14人	14人	13人

(月あたり)

4 相談支援

(1) 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画（以下、「計画」という。）案を作成し、サービス支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、計画作成後においても、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。（モニタリング）

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	68人	69人	71人

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	73人	72人	72人

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況を基礎として、サービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	74人	75人	76人

(月あたり)

(2) 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

病院や入所施設から地域に移行するために、必要な住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

施設入所者や退院可能な精神障がい者の人数、地域生活への移行者数等やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(3) 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

病院や入所施設から地域に移行が完了したあとに、サービス提供者が常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の施設入所者の利用人数や退院可能な精神障がい者の人数、地域生活への移行者数やサービス提供事業者の状況等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス量見込み】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

5 指定障がい福祉サービス等の見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

- ・障がい種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障がい支援区分の適切な認定を行うとともに、各サービスの内容や対象について十分な情報提供を行うなど、提供体制の充実を図ります。
- ・障がいの特性を理解したヘルパーの確保を図り、サービスの充実を図ります。
- ・「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は町内にサービス提供事業所がありませんが、訪問系サービスについては、障がい者等の地域生活を支える基本事業であるため、ニーズの動向を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討します。

(2) 日中活動系サービス

- ・「就労定着支援」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」については、障がいのある方の就労を積極的に進める観点からも一層の体制整備が必要であることから、多様な主体の民間事業者等の参入の促進や、北網圏域内の他市町村事業所との連携調整等を図り、サービス提供体制の確保に努めます。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき策定した「大空町障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達について積極的に実施するよう努めます。
- ・大空町障がい者福祉センターちあふるにおいては、地域に密着したサービスが展開できるよう地域や指定管理者との連携強化に努めます。特に短期入所においては、利用ニーズが高く、緊急時の受入体制を確保する観点からも、安定した提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

- ・現在、大空町障がい者福祉センターちあふるでは、共同生活援助を9名分提供しています。今後においても、ちあふる入居者が安心して、充実した生活できるよう指定管理者との連携を強化し、サービスの向上に努めます。
- ・共同生活援助は、入所施設からの地域移行を促進するために必要なサービスであり、かつ、町外の施設入所者等が家族の住む大空町に戻ってくるためにも必要なサービスです。現在、町内では大空町障がい者福祉センターちあふる以外にサービス提供事業所がないことから、民間事業者等の参入を促進するための環境整備を進めることにより、提供体制の確保に努めます。

(4) 計画相談支援

- 障がいのある方やその家族等が気軽に相談できるように、情報の発信に努めます。
- 現在、町内においては計画相談支援を行うため「相談支援事業所ちあふる」の運営を委託で行っています。すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修等への参加を促すことと等により相談支援専門員のスキルアップに努めます。

第5章 指定通所支援等に係る見込量及び確保方策

平成32年度における目標値を達成できるように、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい児通所支援や障がい児相談支援など、必要なサービス見込量や見込量の確保のための方策を国の基本的な指針を踏まえて定めます。

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

小学校就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	56人日分	56人日分	56人日分
利用人数	14人	14人	14人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人日分	21人日分	14人日分	28人日分
利用人数	10人	8人	9人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、現在のサービス利用者数、障がい児等のニーズ及び平均的な1人あたりの利用日数を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	32人日分	32人日分	32人日分
利用人数	8人	8人	8人

(月あたり)

(2) 医療型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人あたり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

児童発達支援のサービスに加え、医療を提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(3) 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	36人日分	36人日分	36人日分
利用人数	6人	6人	6人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	24人日分	33人日分	33人日分
利用人数	6人	6人	5人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、現在のサービス利用者数、障がい児等のニーズ及び平均的な一人あたりの利用日数を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	30人日分	30人日分	30人日分
利用人数	5人	5人	5人

(月あたり)

(4) 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	0人日分	0人日分	0人日分
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

(5) 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

【大空町の見込み量の考え方】

国の基本指針に基づき、町内における児童数、障がい児等のニーズ等を勘案して見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人日分	5人日分	5人日分	5人日分
利用人数	1人	1人	1人

(月あたり)

2 障がい児相談支援

(1) 障がい児相談支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【事業内容】

支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画（以下、「障がい児計画」という。）案を作成し、サービス支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

また、障がい児計画作成後においても、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証と計画の見直しを行い（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整、支給決定の更新又は変更に係る申請の勧奨を行います。

【大空町の見込み量の考え方】

第5期における障がい児通所サービスの利用人数を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	13人	13人	13人

(月あたり)

3 子ども・子育て支援

(1) 保育所

【国の基本指針】

利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入体制整備を行う。

【大空町の見込みの考え方】

障がい児の状況等を勘案し、必要に応じて受入を行っている状況ですが、受入体制が十分でないため、利用ニーズの動向に注視し、受入体制の強化に努めます。

(2) 幼稚園

【国の基本指針】

利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入体制整備を行う。

【大空町の見込みの考え方】

障がい児の状況等を勘案し、必要に応じて受入を行っている状況ですが、受入体制が十分でないため、利用ニーズの動向に注視し、受入体制の強化に努めます。

(3) 認定こども園

【国の基本指針】

利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入体制整備を行う。

【大空町の見込みの考え方】

現在、町内に認定こども園はありませんが、利用ニーズや地域の実情等を勘案し、認定こども園の整備について検討を行います。

(4) 放課後児童クラブ

【国の基本指針】

利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入体制整備を行う。

【大空町の見込みの考え方】

障がい児の状況等を勘案し、必要に応じて受入を行っている状況ですが、受入体制が十分でないため、利用ニーズの動向に注視し、受入体制の強化に努めます。

(5) ファミリーサポートセンター

【国の基本指針】

利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入体制整備を行う。

【大空町の見込みの考え方】

障がい児の状況等を勘案し、必要に応じて受入を行っている状況ですが、受入体制が十分でないため、利用ニーズの動向に注視し、受入体制の強化に努めます。

4 指定通所支援等の見込量確保のための方策

(1) 障がい児通所支援

- ・現在、障がい児通所支援については、町内にサービス提供事業所がないため、町外の事業所を利用しています。町内で安心して適切なサービスを受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 子ども・子育て支援

- ・障がい児の状況等に応じ、特別支援コーディネーターが調整役を担っています。利用ニーズの動向に注視するとともに、受け皿となる機関の職員が研修を受講して資質向上を図り、さらなる受入体制の強化に努めます。

(3) 障がい児相談支援

- 障がいのある方やその家族等が気軽に相談できるように、情報の発信に努めます。
- 現在、町内においては計画相談支援・障がい児相談支援を行うため「相談支援事業所ちあふる」の運営を委託で行っています。すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修等への参加を促すことと等により相談支援専門員のスキルアップに努めます。

第6章 地域生活支援事業に係る見込量及び確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域での生活を支える様々な事業を市町村が、地域の特性や実情に応じて柔軟に実施する事業です。

平成32年度における目標値を達成できるように、平成30年度から平成32年度までの各年度における必要なサービス見込量や見込量の確保のための方策を定めます。

1 相談支援事業

【事業内容】

○相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービスの利用援助を行います。

○地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場として設置されるものです。

○相談支援強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等を行います。

○住宅入居等支援事業

一般住宅へ入居を希望しているが保証人がいないなど、入居が困難な知的又は精神に障がいのある人に、入居に必要な調整を行います。

○基幹相談支援センター

法改正により、平成24年4月から市町村の任意で設置することができます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行います。

【第4期計画の設定値】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援強化事業	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	1 件	1 件	1 件
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援強化事業	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	0 件	0 件	0 件
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、大空町が実施している相談支援事業（一般）、住宅入居等支援事業については、継続して実施します。

また、相談支援機能強化事業、基幹相談支援センターについては、今後の民間による相談支援事業所の参入の見込みや利用者のニーズなどを総合的に勘案した上で、実施について必要な整備を検討します。

【第5期計画の見込み】

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援強化事業	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	0 件	0 件	0 件
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置

(年間)

2 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の申立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を助成します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	1件	1件	1件

（年間）

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
利用件数	0件	0件	0件

（年間）

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	1件	1件	1件

（年間）

3 意思疎通支援事業

【事業内容】

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者又は要約筆記通訳者の派遣を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用件数	1件	1件	1件

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用件数	0件	0件	0件

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用件数	1件	1件	1件

(年間)

4 日常生活用具給付事業

【事業内容】

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練等支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅養護等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	16件	16件	16件
居住生活動作補助用具	1件	1件	1件

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
介護・訓練等支援用具	4件	0件	1件
自立生活支援用具	6件	0件	0件
在宅養護等支援用具	2件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	2件	1件	0件
排泄管理支援用具	28件	30件	28件
居住生活動作補助用具	2件	0件	0件

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練等支援用具	1件	1件	1件
自立生活支援用具	1件	1件	1件
在宅養護等支援用具	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	30件	30件	30件
居住生活動作補助用具	1件	1件	1件

(年間)

5 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動、外出が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動支援を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数	7人	7人	7人
利用時間	483時間	483時間	483時間

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
利用人数	6人	8人	8人
利用時間	244時間	284時間	288時間

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用人数	8人	8人	8人
利用時間	288時間	288時間	288時間

(年間)

6 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域において雇用・就労が困難な障がいのある人を通所させ、地域の実情に応じた創作的活動、生産活動の機会や社会との交流促進など、多様な活動の場を提供します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用人数	2人	2人	2人

(年間)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用人数	3人	1人	0人

(年間)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
利用人数	1人	1人	1人

(年間)

7 日中一時支援事業

【事業内容】

障がいのある人を一時的に預かり、日中における活動の場の確保と、家族の就労支援や介護者の一時的な負担軽減を図ります。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用人数	5人	5人	5人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施箇所数	3箇所	3箇所	2箇所
利用人数	5人	4人	3人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在の利用状況等を基礎として、サービス量を見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用人数	3人	3人	3人

(月あたり)

8 生活サポート事業

【事業内容】

障がい支援区分の認定を受けることができない人で、日常生活に支障があると認められる障がいのある人に対してホームヘルパーを居宅に派遣し、家事の援助を行います。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

【大空町の見込み量の考え方】

現在、利用者がいないことから、現状の0人で見込みます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
利用人数	0人	0人	0人

(月あたり)

9 精神障がい者社会復帰支援事業

【事業内容】

精神障がい者の社会参加及び社会復帰の促進を図るため、知識の習得を図る活動や生活を営むための有益な活動など、社会復帰活動等を行っている精神障がい者団体に対して経費の一部を助成します。

【第4期計画の設定値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施団体数	1団体	1団体	1団体

【第4期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実施団体数	1団体	1団体	1団体

【大空町の見込み量の考え方】

現在、活動経費の一部を助成している精神障がい者団体に対して、今後も継続して支援を続けていきます。

【第5期計画のサービス見込み量】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施団体数	1団体	1団体	1団体

10 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

(1) 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度利用支援事業については、利用が円滑に行えるよう今後においても引き続き申し立てに要する費用等の助成を行います。

(2) 相談支援事業

- ・相談支援事業については、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携しながら、相談支援事業の充実と合わせて広報・啓発に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

- ・日常生活用具給付事業については、多様な品目を扱っております。利用者の生活向上に資する事業となるよう情報収集及び提供に努めます。

(4) 意思疎通支援事業

- ・意思疎通支援事業については、業務委託先である北海道ろうあ連盟と連携し、利用意向に対応できるよう体制強化に努めます。

(5) 移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援・生活サポート事業

- ・移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート事業については、町内にサービス提供事業所がないため、民間事業者等の新規参入の促進を図るとともに、現在登録されているサービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに適切に対応できるよう努めます。

(6) 精神障がい者社会復帰支援事業

- ・精神障がい者社会復帰支援事業については、団体への活動経費の助成を引き続き行うことにより、精神障がい者の社会復帰を支援します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、町関係部局や国・北海道の関係行政機関との連携を強化します。

大空町地域自立支援協議会において、相談支援、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、町、相談支援事業者、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワーク形成を図り、障がいのある人が尊厳を保ちながら身近な地域でいきいきと日常生活や社会活動ができるよう支援体制を確保し、計画の推進を図ります。

2 計画推進のための取組み

(1) 関係機関の連携強化

全ての障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者等のニーズを的確に把握し、行政や事業者等の連携体制を強化し、円滑なサービス提供が行えるよう努めます。

また、障がい児への支援においては、乳幼児期から切れ目のない支援を行うことが重要であることから、障がい福祉分野のみならず、保健、医療、教育等の関係機関との連携を図るよう努めます。

(2) 就労の場の確保

障がい者の社会参加や経済的自立を図るためには、就労の場の確保が必要不可欠であることから、地域全体で就労の場の確保に努めます。

(3) 制度の周知

様々な障がい福祉サービスがあり、制度も複雑化しているため、広報誌、ホームページ、せいかつあんしんガイドブック等を活用し、制度の周知を行います。

(4) 災害時の支援

災害時等に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の要支援者が、地域において避難支援を受けられる体制づくりを行うため、大空町災害時避難行動要支援者支援計画を策定し、本人の同意を得た場合は避難支援関係者に情報提供することができることとなりました。引き続き、障がい者等がその特性に応じた避難行動ができる体制の強化を行うよう努めます。

(5) 虐待の防止及び差別の解消

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいの有無にかかわらず全ての住民が共に暮らせる共生社会の実現を目指すため、町民意識の醸成に努めます。

また、虐待を防止するための体制整備を行うとともに、町民理解の向上のため広報等を通じて啓発活動を行う等、虐待の早期発見について地域全体で見守る体制の整備に努めます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

計画の達成状況について適宜、点検・評価を行い、必要に応じて適切な対策を行います。

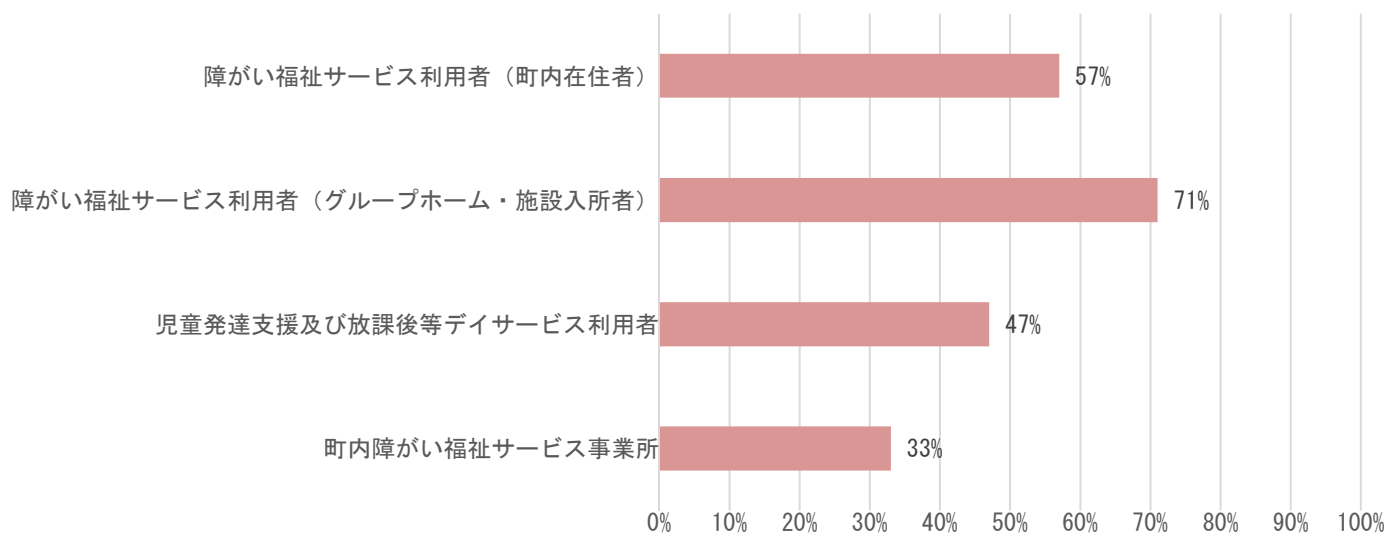
大空町障がい福祉計画に関するアンケート調査結果について

- 1 アンケート実施期間 平成29年5月8日 ～ 平成29年6月23日
- 2 アンケート対象者
 - ①障がい福祉サービス利用者 86名
(町内在住者44名、グループホーム・施設入所者42名)
 - ②児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者 15名
 - ③町内障がい福祉サービス事業所 3事業所
- 3 アンケート回収率
 - ①障がい福祉サービス利用者 64% (55名)
 - ②児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者 47% (7名)
 - ③町内障がい福祉サービス事業所 33% (1事業所)

アンケート回収状況 (平成29年8月)

区 分	対象者数	回答者数	回答率
障がい福祉サービス利用者 (町内在住者)	44人	25人	57%
障がい福祉サービス利用者 (グループホーム・施設入所者)	42人	30人	71%
児童発達支援及び 放課後等デイサービス利用者	15人	7人	47%
町内障がい福祉サービス事業所	3事業所	1事業所	33%
合 計 (全体)	104	62	60%

【アンケート回収率】

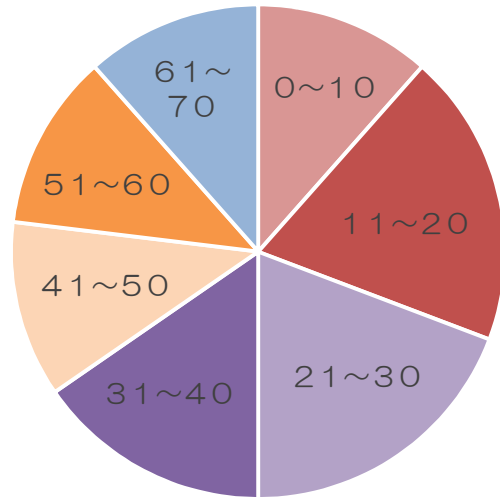


○障がい福祉サービス利用者（町内在住者）

【本人について】

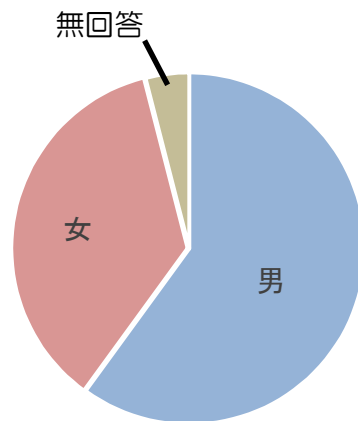
問1 あなたの年齢をお答えください。（平成29年4月1日現在）

0～10歳	3人
11～20歳	3人
21～30歳	5人
31～40歳	4人
41～50歳	3人
51～60歳	3人
61～70歳	3人
71～80歳	0人
81～ 歳	0人
無回答	1人



問2 あなたの性別をお答えください。

男	15人
女	9人
無回答	1人



問3 あなたの持っている手帳の種類と等級（程度）、自立支援医療（精神通院）の利用の有無、障がい年金の受給状況についてお答えください。

・身体障がい者手帳 ※4～6級は0人

1級	2人
2級	1人
3級	2人
合計	5人

・療育手帳

A判定	7人
B判定	8人
合計	15人

・精神障がい者保健福祉手帳

1級	0人
2級	5人
3級	1人
合計	6人

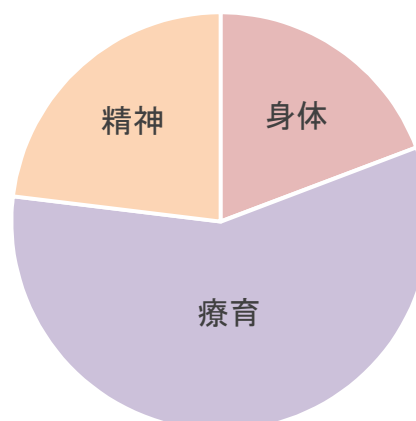
・自立支援医療（精神通院）

利用している	7人
--------	----

・障がい年金

1級	3人
2級	11人
合計	14人

手帳種類内訳

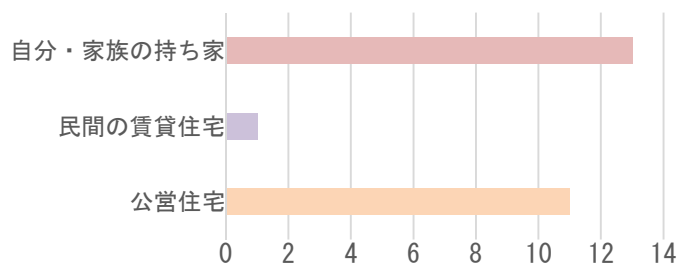


問4 身体障がい者手帳をお持ちの場合、主たる障がいは何ですか。

聴覚・平衡機能障がい	1人
音声・言語・咀嚼機能障がい	1人
肢体不自由（体幹）	1人
内部障がい	1人
無回答	1人
合計	5人

問5 あなたの住まいの種類を教えてください。

自分・家族の持ち家	13人
民間の賃貸住宅	1人
公営住宅	11人



問6 あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。(複数回答可)

夫または妻（配偶者）	2人
兄弟姉妹	6人
ひとり暮らし	5人
親	18人
子	0人
その他	2人

・親の知人
・祖父母

問7 あなたと一緒に暮らしている人が、一緒に暮らすことができなくなった場合、どのような住居で暮らしたいですか。

グループホーム	7人
障がい者支援施設	5人
ひとり暮らし	5人
老人ホーム等の高齢者施設	0人
その他	2人

・シェアハウス

問8 その時期はいつ頃を予定していますか。

なるべく早く（すぐに）	1人
1～2年後	0人
3～5年後	0人
5～10年後	6人
10年以上後	6人
その他	7人

- 未定
- (親の) 片方が他界したら
- 想像がつかない
- わからない

問9 問7で「グループホーム」「障がい者支援施設」回答した方にお聞きします。
どの地域（町）暮らしたいですか。

大空町	6人
その他の市町村	4人
無回答	1人

- 北見市
- 札幌方面

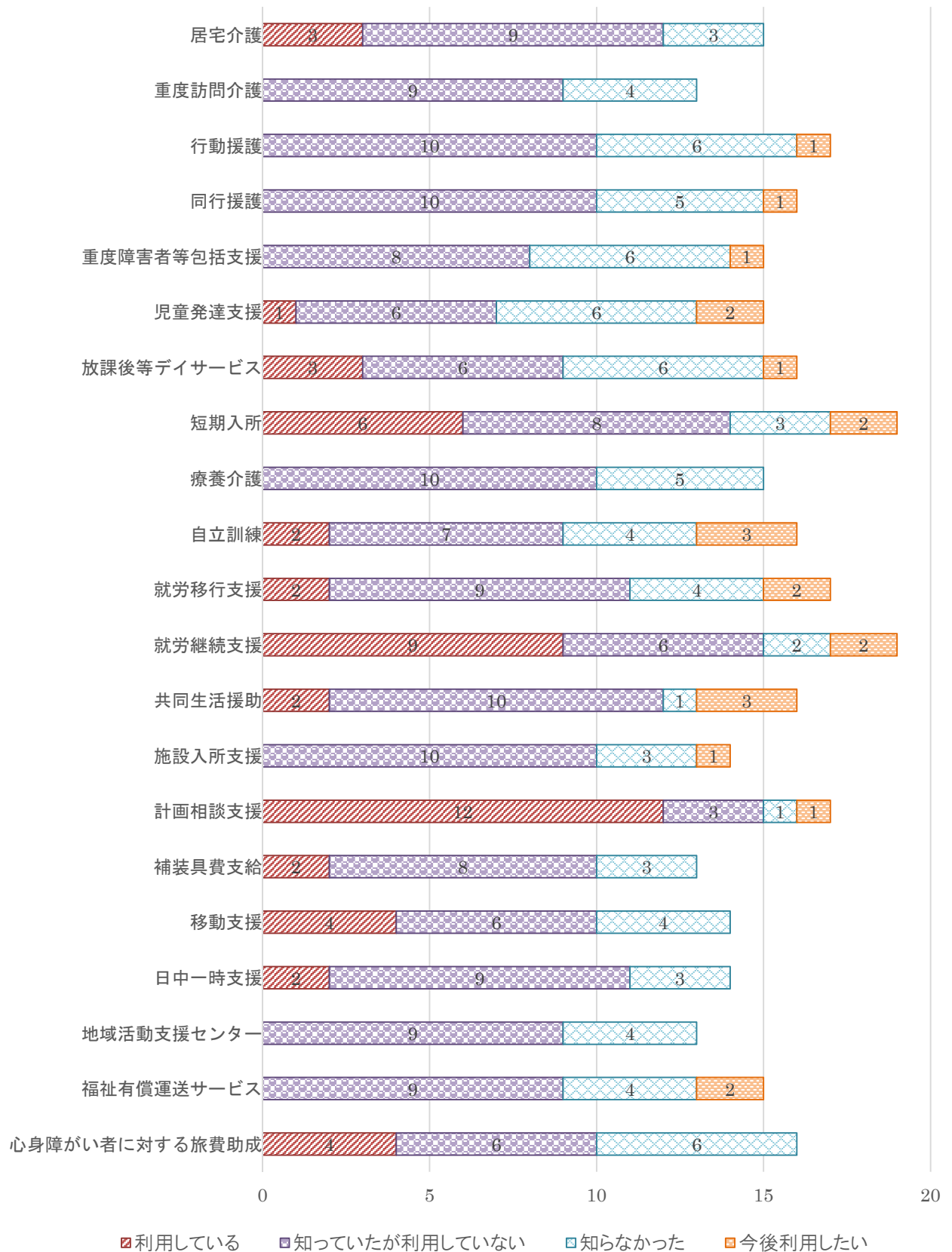
問10 現在の生活の中で困っていること、不安に思っていることはありますか。
(複数回答可)

どこに相談してよいのか分からなく、必要な情報が得られない	1人
働く場がない、働いても長続きしない	0人
家族と同居しているが、関係が良くない	2人
将来的に生活する場所、施設等があるか不安	7人
生活が苦しい	5人
特に困っていることは無い	8人
その他	2人

- 就労継続支援A型で働いているが、このままなのか不安

【障がい福祉サービスについて】

問 1 1 あなたは障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか。
各サービスごとに回答してください。(グラフ単位：人)



【仕事・日中の過ごし方・相談について】

問12 あなたは現在、どのように過ごしていますか。(複数回答可)

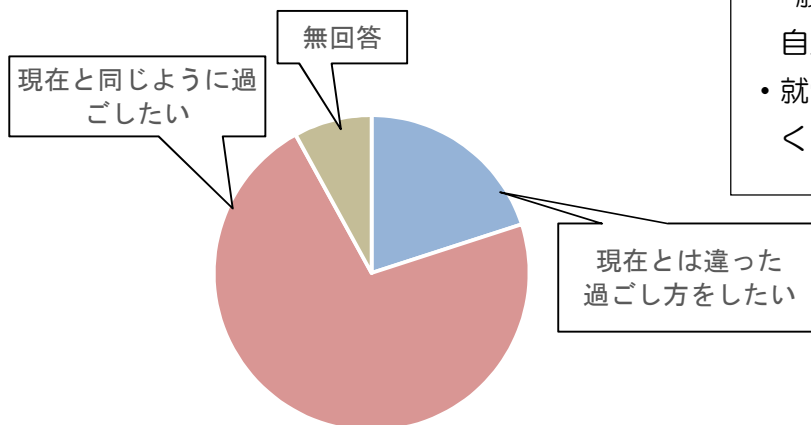
正職員として働いている	0人
アルバイト・パート・契約社員・派遣社員・ 日雇い等として働いている	3人
自営業をしている(家の仕事を手伝っている)	0人
障がい者のための通所サービスを利用している	12人
病院などのデイケアを利用している	1人
介護保険の通所サービスを利用している	1人
リハビリテーションを受けている	2人
学校に通っている	3人
保育園・幼稚園に通っている	2人
児童発達支援・放課後等デイサービス等の 通園施設に通っている	3人
ボランティア等の社会活動を行っている	0人
家庭で家事・育児・介護等を行っている	0人
家庭内で過ごしている	6人
その他	1人

・趣味や隣町で買い物を
しています

問13 あなたは今後、日中はどのように過ごしたいと考えていますか。

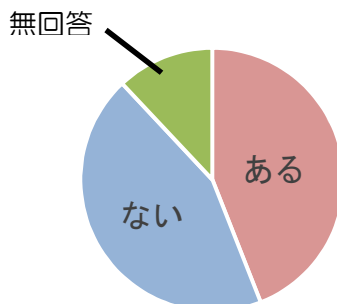
現在と同じように過ごしたい	18人
現在とは違った過ごし方をしたい	5人
無回答	2人

- ・放課後等デイサービスを利用したい
- ・イメージがわからない
- ・一般就労できるようになりたい。自立できるように頑張りたい。
- ・就労継続支援Aなので、ゆくゆくは一般就労したい。



問14 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

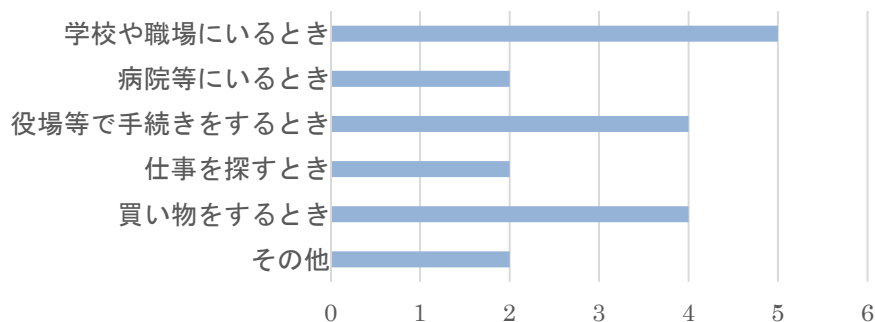
ある	11人
ない	11人
無回答	3人



問15 問14で「ある」と回答した方にお聞きします。どのような時に差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答可）

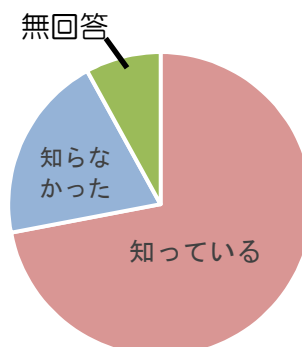
学校や職場にいるとき	5人
病院等にいるとき	2人
役場等で手続きをするとき	4人
仕事を探すとき	2人
買い物をするとき	4人
その他	2人

・自宅。家族が精神障がい
に理解が無いので。



問16 あなたは相談支援事業所をご存じですか。

知っている	18人
知らなかった	5人
無回答	2人



問17 最後に、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

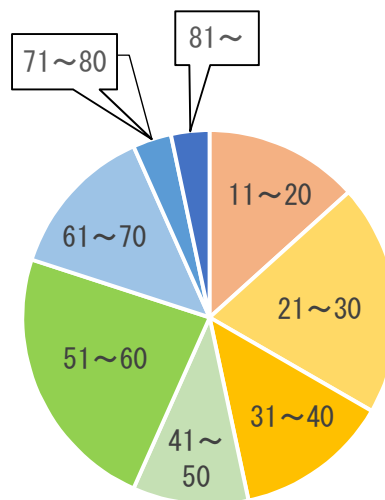
- もし療育手帳がふん失した場合、どうしたらよろしいのでしょうか。どこにれんらくしたらよろしいのですか。一人で留守番する時、もしも火事やしらない人が来た時の場合はだれに助けを求めればよろしいのでしょうか。
- 大空町には児童の放課後デイサービスが無いので作ってほしい。難しいようなら近隣の町までバス等で送迎をしてほしい。
- 高齢者の施設はあっても、障がい児（者）のための施設がないのはどうしてですか？
町外は利用したくてもなかなか利用できません。健常者（児）には学童などの場所はあるのに。

○障がい福祉サービス利用者（グループホーム・施設入所者）

【本人について】

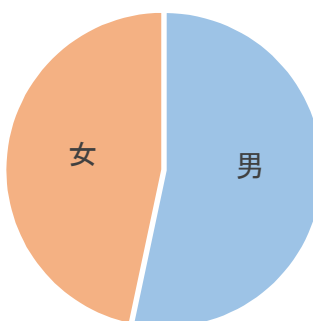
問1 あなたの年齢をお答えください。（平成29年4月1日現在）

0～10歳	0人
11～20歳	4人
21～30歳	6人
31～40歳	4人
41～50歳	3人
51～60歳	7人
61～70歳	4人
71～80歳	1人
81～歳	1人



問2 あなたの性別をお答えください。

男	16人
女	14人



問3 あなたの持っている手帳の種類と等級（程度）、自立支援医療（精神通院）の利用の有無、障がい年金の受給状況についてお答えください。

・身体障がい者手帳

1級	3人
2級	3人
3級	1人
4級	3人
5級	1人
6級	0人
合計	11人

・療育手帳

A判定	13人
B判定	9人
合計	22人

・自立支援医療（精神通院）

利用している	6人
--------	----

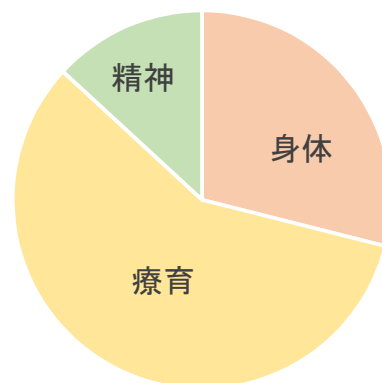
・精神障がい者保健福祉手帳

1級	1人
2級	4人
3級	0人
合計	5人

・障がい年金

1級	11人
2級	12人
合計	23人

手帳種類内訳

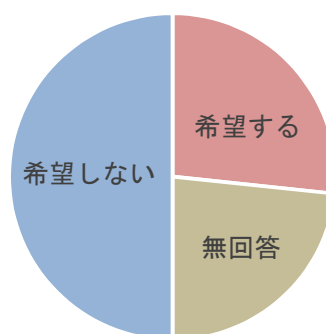


問4 身体障がい者手帳をお持ちの場合、主たる障がいは何ですか。

肢体不自由（上肢）	2人
肢体不自由（下肢）	4人
肢体不自由（体幹）	2人
内部障がい	2人
無回答	1人
合計	11人

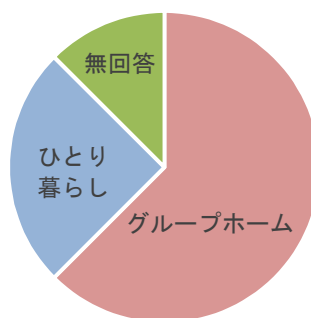
問5 あなたはグループホーム・入所施設を出て生活することを希望しますか。

希望する	8人
希望しない	15人
無回答	7人



問6 問5で「希望する」と回答した方にお聞きします。どのような住居で暮らしたいですか。

グループホーム	5人
ひとり暮らし	2人
その他	0人
無回答	1人



問7 問6で「グループホーム」・「ひとり暮らし」と回答した方にお聞きします。どの地域（町）で暮らしたいですか。

大空町	2人
その他の市町村	4人
無回答	1人

・北見市

問8 その時期はいつ頃を予定していますか。

なるべく早く（すぐに）	2人
1～2年後	1人

「3～5年後」、「5～10年後」、「10年以上後」は0人

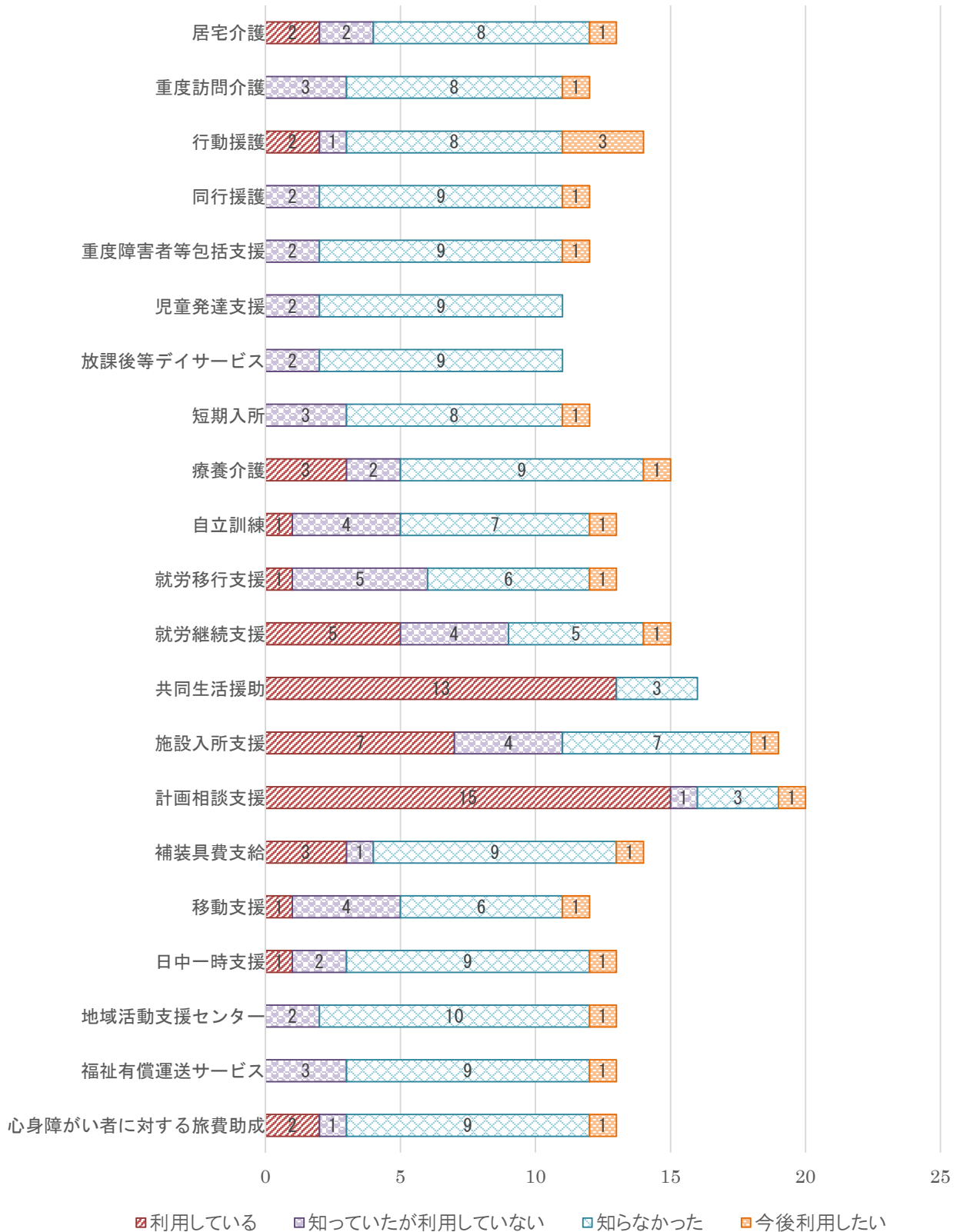
問9 現在の生活の中で困っていること、不安に思っていることはありますか。

どこに相談していいのかわからなく、必要な情報が得られない	0人
働くところがない、働いても長続きしない	0人
生活が苦しい	1人
特に困っていることはない	17人
その他	1人

•年金がもらえていないので地域生活が不安

【障がい福祉サービスについて】

問 1 1 あなたは障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか。
各サービスごとに回答してください。（グラフ単位：人）



【仕事・日中の過ごし方・相談について】

問11 あなたは現在、どのように過ごしていますか。(複数回答可)

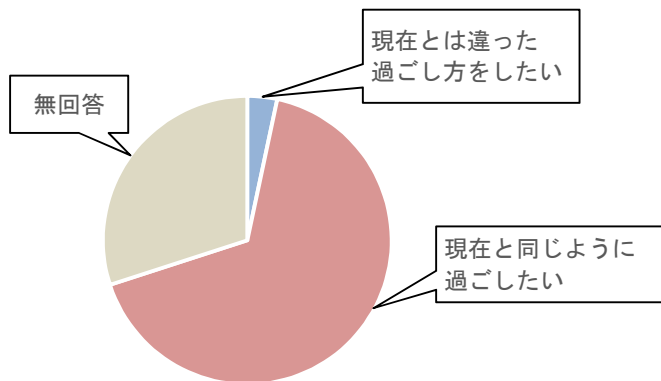
正職員として働いている	4人
アルバイト・パート・契約社員・派遣社員・ 日雇い等として働いている	2人
自営業をしている(家の仕事を手伝っている)	0人
障がい者のための通所サービスを利用している	13人
病院などのデイケアを利用している	1人
介護保険の通所サービスを利用している	0人
リハビリテーションを受けている	1人
学校に通っている	1人
保育園・幼稚園に通っている	0人
児童発達支援・放課後等デイサービス等の 通園施設に通っている	0人
ボランティア等の社会活動を行っている	0人
家庭で家事・育児・介護等を行っている	0人
家庭内で過ごしている	0人
その他	7人

・入所施設で過ごしている
・日中は施設で作業を行っています。

問12 あなたは今後、日中はどのように過ごしたいと考えていますか。

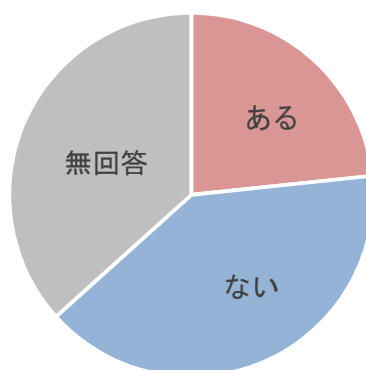
現在と同じように過ごしたい	20人
現在とは違った日中の過ごし方をしたい	1人
無回答	9人

・仕事をして一人暮らし
をしたい



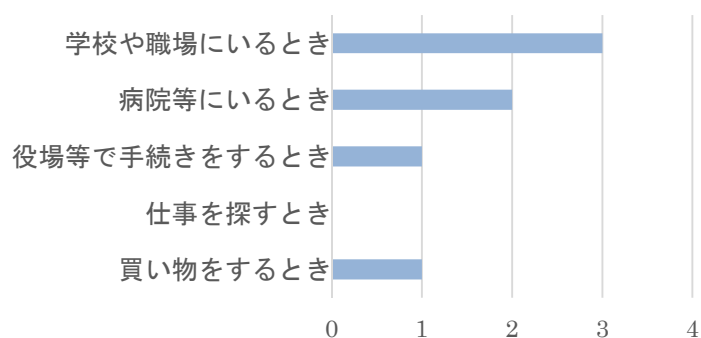
問13 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

ある	7人
ない	12人
無回答	11人



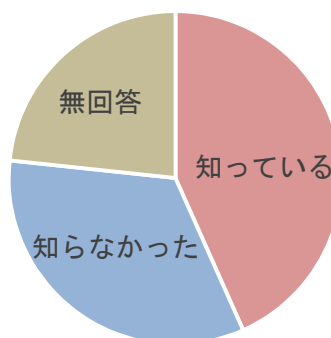
問14 問13で「ある」と回答した方にお聞きします。どのような時に差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答可）

学校や職場にいるとき	3人
病院などにいるとき	2人
役場などで手続きをするとき	1人
仕事を探すとき	0人
買い物をするとき	1人



問15 あなたは相談支援事業所をご存じですか。

知っている	13人
知らなかった	10人
無回答	7人



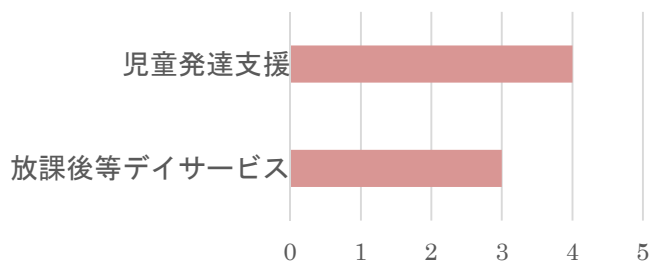
問16 最後に、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

- グループホームに入りました。20才になれば障がい者年金が支給されます。年金と働いた分でグループホームのお金をまかなうのがやっとです。親がいる間は、なんとか不足分をまかなえるかもしれませんが。親亡き後は、衣類、作業服、くつ、おやつなど何一つ買う事も出かける事も出来ません。病気になっても病院代も出ません。生活保護という方法もあるそうですが、兄弟に迷惑がかかるのでは？と不安です。何か制度があるといいなと思います。

○児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者

問1 利用しているサービスについて教えてください。

児童発達支援（問2～4へ）	4人
放課後等デイサービス（問5へ）	3人



問2 保育所に通っていますか。

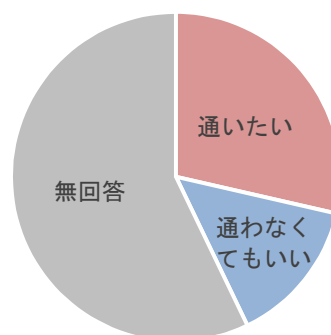
通っている	0人
通っていないが、通いたい	1人
通っていないが、通わなくてもいい	1人

問3 幼稚園に通っていますか。

通っている	0人
通っていないが、通いたい	1人
通っていないが、通わなくてもいい	1人

問4 認定こども園があるとしたら、通いたいですか。

通いたい	2人
通わなくてもいい	1人
無回答	4人

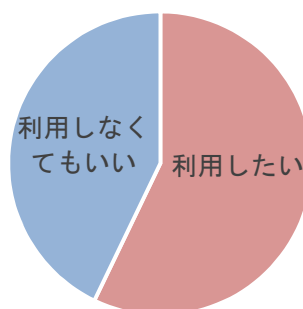


問5 放課後児童クラブに通っていますか。(小学1年生～6年生)

通っている	1人
通っていないが、通いたい	1人
通っていないが、通わなくてもいい	4人

問6 ファミリーサポートセンターを利用できるとしたら、利用したいですか。

利用したい	4人
利用しなくてもいい	3人



問7 その他、現在の生活の中で困っていることや不便に感じていることはありますか。

- ・障がい児用のデイサービスを作ってほしい。
むずかしいなら通う為にバス等を出してほしい。

○町内障がい福祉サービス事業所

問1 現在不足していると感じるサービスや施設

→ 障がい者が利用できる施設全般が不足している。

問2 将来、必要と感じているサービスや施設

→ ①現在、指定共同生活援助施設定員が9名と限られている為
指定共同生活援助施設の増床が必要と感じられる。

②放課後デイサービス、日中一時支援事業の新設。
児童が利用できる施設がない。

問3 より良くサービスを提供する方法

→ 他機関と協力し連携を図る。